

令和5年8月18日
定員：45名

(鳥取県労働基準協会 東部支部 からのお知らせ)

「職長等能力向上教育 (製造業対象)」を開催します

「労働安全衛生法第19条の2第1項の能力向上教育」に準じた教育です

対象者 製造業において、法定作業主任者以外の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(職長等)で新たに職務に就くこととなった後おおむね5年程度経過している方など

(注) 日本標準産業分類の(大分類)「E 製造業」を対象としています。

受講料 12,000円 (非会員)
(1名分) 10,000円 (鳥取県労働基準協会会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和5年8月18日 8時50分から17時00分 (学科教育7時間)

教育カリキュラム

科目	範囲	時間
職長等として行つべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	職長等の役割と職務 製造業における労働災害の動向	2.5
	「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行つべき労働災害防止活動	
	危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	
	異常時等における措置	
グループ演習	部下に対する指導力の向上 (リーダーシップなど)	1.0
	部下に対する指導力の向上 (リーダーシップ、確認会話など)	2.0

研修場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日 令和5年8月10日 (木)
及び受講料支払い期限

安全衛生管理業務に携わる方々に対する安全衛生教育等について厚生労働省から示された「安全衛生教育等推進要綱」において、職長等に対しては労働安全衛生法第19条の2の能力向上教育に準じた教育の機会を与えるよう求められています。そして、令和2年3月31日付で厚生労働省より示された製造業における職長等に対する教育カリキュラムにより、開催のご案内をさせていただいています。



職長等に該当する方々は数多くいらっしゃると思いますので、今後に向けて計画的な受講をお願いいたします。

講師 労働安全・衛生コンサルタント
第一種作業環境測定士 米田明真氏
RSTトレーナー 他

お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和5年8月10日(木)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講申込み後は、令和5年8月10日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ③ 教育終了後、事業所へは「受講者記録」を、受講者には教育終了後に「能力向上教育等修了証」を交付します。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 平井

新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。

職長等能力向上教育（製造業対象）

受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しく下さい。

令和5年8月18日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場

受講者数（ 名） 受講料計（ 円）

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に（ 振込み ・ 現金支払 ）します。

受講料のお支払期限は、令和5年8月10日です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和5年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

(業種 :)

(TEL)

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)